

平成 29 年度 事業 報告 書

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

平成 29 年度は、政府が最重要案件として掲げた「一億総活躍社会の実現」に向けた横断的課題である「働き方改革」の実現に向けて、様々な施策が展開された一年であった。また、今後ますます進んでいく少子化の影響により、人手不足がさらに深刻化していく中で、労働生産性の向上に向けて、AI、IoT、ビッグデータ等の言葉に象徴される「第 4 次産業革命」において「業務のデジタル化」への対応が強く求められている。

このような状況の中で、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）は、中小企業の「働き方改革推進」と「デジタル化支援」を事業計画の柱として積極的に推進した。

一方で、本会は、平成 30 年度に迎える社会保険労務士法制定 50 周年（以下「法制定 50 周年」という。）に向けて、国民から更なる信任と信頼を受けるための事業や活動の推進と、そうした事業展開を実現するための本会の組織・基盤を整備するために、平成 29 年度の事業計画に基づき、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）及び東京都社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）等との緊密な連携を図り、以下の 8 つの事業を着実に推進した。

とりわけ、一般的な「働き方改革」に関するセミナーと併せて、「働き方改革」推進の一環として、「サイバー法人台帳 ROBINS」と連携した「経営労務診断サービス」の取組によって、企業の労働環境を改善し、その改善結果の内容を ROBINS サイトで広く世の中に発信することで、企業の信頼性の向上に寄与し、優秀な人材の確保、労働生産性の向上等今後のデジタル社会における企業サポートのための強力なツールとなること等について、説明会開催等により会員や企業への周知を図った。また、セミナーの実施等により「健康経営」の普及・促進を図り、さらに大学教授等学識経験者 3 名を参与に迎え、事業戦略会議への参加を得て、働き方改革をはじめとした事業戦略について検討した。

社会貢献事業にあっては、社会貢献委員会の中に平成 28 年度に設立した「がん患者等就労支援部会」に、「障がい者就労支援」を加えて、「がん患者・障がい者等就労支援特別委員会」として新たに発足し、社会貢献だけではなく会員の職域拡大のスタンスとしても取り組んだ。

なお、法制定 50 周年に向けて、法制定 50 周年記念事業準備委員会に 5 つの小委員会を設置して記念式典、記念誌、広報等について検討し事業の継承を図った。

1. 社労士制度推進に関する事業

- (1) 会員に対する電子証明書及びSRPⅡの取得促進を図るため、電子証明取得説明会及び電子申請フェアを開催し、併せて社労士版特定個人情報保護評価の説明を行った。
- (2) 経営労務監査については、関与先の助言・指導に資する資料として、「経営労務チェックマニュアル（改訂版）」を作成し、本会ホームページの会員専用ページに掲載した。

また、ROBINSサイトに掲載して行う「経営労務診断サービス」については、連合会及びJIPDECと連携して、「働き方改革セミナー」の一環として会員及び事業者に対して周知を行い、初めて確認者向けの研修を行うなど更なる普及を図った。

- (3) 認証ADR機関「社労士会労働紛争解決センター東京」（以下「ADRセンター」という。）について、更なる認知度の向上、活用するメリットの周知、特定社会保険労務士（以下「特定社労士」という。）の利用促進を図るため、平成28年度に本会にて実施した「模擬あっせんセミナー」のシナリオ等が記載されたテキストのデータを統括支部長に配付し、このテキストを活用することによって各支部が実施する模擬あっせんセミナーの支援を行った。また、本会において特定社労士業務推進セミナー「ADRあなたが主役です!!あっせん活用パネルディスカッション」を開催した。

- (4) 東京労働局から受託した「医療労務管理支援事業」については、引き続き東京都、東京労働局及び日本医業経営コンサルタント協会と連携を密にして取り組み、「働き方改革と医療機関の勤務環境改善研修会」等の開催協力、医療機関への訪問相談員の派遣、東京医療勤務環境改善支援センターへの電話相談員の派遣及び病院内での研修における講師派遣等を行った。

- (5) がん患者・障がい者等の就労支援については、前年度設置した社会貢献委員会がん患者等就労支援部会に障がい者の就労支援に関する取組を付加した「がん患者・障がい者等就労支援特別委員会」を新たに設置し、今後の会員の職域拡大に向けた方策について検討した。

がん患者の就労支援については、引き続きがん診療連携拠点病院等の医療機関で開催される医療関係者向けセミナーに講師を派遣する等積極的な働きかけを行った。

障がい者の就労支援策については、基本方針を作成し、具体的な支援活動・支援体制の構築に向けて検討を行った。

また、取組の中で得たがん患者・障がい者等就労支援に関する情報を国民、一般企業及び医療機関に向けて発信するための本会ホームページのサイトの制作に着手した。

- (6) 介護業界、建設業界等人材の育成・確保、雇用の質の向上が求められている分野における社労士の職域拡大を連合会と連携して推進した。また、介護事業者の労務管理に特化した実務的な知識・能力の習得を目的とした「介護事業労務管理研修」を実施し、会員の能力担保を

図った。

- (7) 労働条件審査の導入の拡大等を図るため、労働条件審査に使用する汎用的な「調査チェックシート」を定め、様々な調査・審査に使用する基本的な支援ツールとして、また労働条件審査未実施の支部に対して、新規導入を働き掛けるための活動を支援するため、未実施市区町村への導入促進ツールとして活用できるよう整備した。
- (8) 東京都財務局から引き続き受託した建設工事の労働条件・労働環境に関する特別調査について、件数を拡大し対応した。また、本年度新たに東京都の指定管理者に対する労働条件・労働環境調査を東京都総務局より受託し実施した。
- (9) 業務侵害監視・牽制のため、会員を含めた民間事業者等のホームページを定期的に監視し、警告やホームページの差止めなどの厳格な措置を講じた。
- (10) 会員の品位の保持及び社会的信頼の確保を図るため、会報紙面等を通じ、更なる職業倫理の徹底について周知を行った。
- (11) 会員の AI 等への理解を深めるためのセミナーの開催に向け、HR (Human Resource) テクノロジーに関する最新技術の動向について情報収集した。

2. 社労士制度基盤整備等に関する事業

- (1) 東京しごと財団から受託した「TOKYO 働き方改革宣言企業」巡回助言事業（東京都の事業）について、円滑な実施を図るため、支部からの推薦者を対象に巡回コンサルタント養成研修を実施し、働き方改革を宣言した企業 508 社に対して巡回コンサルタントによる巡回助言を実施した。なお、平成 30 年度も本会が引き続き受託することとなった。
- (2) 社労士による中小企業等への総合的支援を図るため、働き方改革の視点から「働き方改革セミナー～今こそ時代は健康経営！～」を企画・開催するとともに、健康経営に関する本会独自のシリーズで構成した研修を行った。また、健康企業宣言東京推進協議会が行う認定制度の選定作業に協力した。
- (3) 東京労働局からの受託事業である「非正規雇用労働者待遇改善支援事業」について、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を開設し、本会ホームページへの掲載、リーフレット・ポスターの作成・配布等の広報を行い、「同一労働同一賃金ガイドライン案」に基づいて相談員による無料相談を実施するとともに、一般企業向けの「非正規雇用セミナー」を 3 回開催するなど企業が非正規労働者の待遇改善に取り組むための支援を図った。
- (4) 東京都が労働者の働き方・休み方の改善、仕事と育児・介護の家庭生活等との両立支援等職場における働き方の見直しを行う中小企業

を対象に実施している「東京都中小企業雇用環境整備推進専門家派遣事業」に引き続き東京都と連携して相談員として会員を紹介する等の協力を行った。

3. 社会貢献に関する事業

- (1) 労働・社会保障等に係る学校教育について、次の事項について取り組んだ。
 - ① 高等学校向けパワーポイント教材の使用要領等を整備して、高等学校の授業で活用できるようにした。
 - ② 授業風景を撮影したDVDと併せてパンフレットを都立高等学校に配布した。
 - ③ 都庁で開催される教育支援コーディネーター・フォーラムに出展して本会で実施している学校教育のPRを行った。
 - ④ 本会ホームページに動画を含めたサイトを掲載した。
 - ⑤ 東京都教育委員会が主催する「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」に参画し、東京都から受託した関係団体と授業の講師派遣契約（講師謝金等）を締結して、都立高等学校への講師派遣の拡大を図った結果、同契約を通じて10校の講師派遣の依頼を受けた。
- (2) 街角の年金相談センター運営委員会を定期的に開催し、センター（オフィス）の適正かつ円滑な運営に努めた。また、センター長・オフィス長との合同会議を開催し、情報の収集と現状把握を行った。その他、センター（オフィス）を周知する活動の一環としてラジオ放送による広報を行った。
- (3) 本会が社会貢献で実現をめざすテーマについて、「女性活躍推進」、「年次有給休暇取得促進」、「法定相続情報証明制度の周知」など「強化月間のイベント」として取り組むべき企画の検討を行った。
- (4) ホームページにおいて総合労働相談所、社労士110番、年金相談センターなどの無料相談窓口や「社労士会労働紛争解決センター東京」を周知し、国民・都民の負託に応えた。
- (5) 東京パラリンピックに向けて、スポーツに取り組む障がい者に対して、本会が支援できる方策について検討した。

4. 組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 支部及び統括支部の役割を改めて詳細に把握するとともに、支部細則・統括支部細則の見直し、妥当な理事数の検討等、支部・統括支部の組織に関する幅広い検討を行った。

- (2) 本会と各統括支部・支部の共通会計システムの導入に向けた現状把握を行い、共通フォーマットの作成等支部・統括支部の会計担当者の負担軽減策を検討した。
- (3) 統括支部への業務支援のため、統括支部会議、賀詞交歓会等の案内文書及び統括支部・支部作成の会報の発送を引き続き行った。
- (4) 個人会員の本会への届出事項として「電子メールアドレス」を義務付けるために、会則・細則の見直し等について検討した。
- (5) 総合対策審議委員会及び開業部会の中に設置した「社労士法人連絡部会」において、社労士法人の無限責任の是非及び社員が1人の社会保険労務士法人（一人法人）の事業の継続性について検討した。
- (6) 事務局の組織体制及び職員給与規程の見直しを行うとともに事務局諸規程の整備に着手した。
- (7) 会員及び一般通報者からの苦情には、苦情処理体制に基づき迅速・適正に対処し、本会として、会員及び広く国民からの信頼に一層応える姿勢を明確に示した。

主に会員の不適切な情報発信については、外部委託により、ホームページ・SNS等を適宜監視し、不適切な情報発信に該当することを確認した場合は、直ちにこれを是正（修正、削除）するよう指導した。また、苦情処理及び不適切な情報発信の事例について、その内容や処理結果等を適宜本会会報等に掲載し、会員に情報提供する方策を検討した。

- (8) 会費の収納対策として、当年度会費未納者に対しては、納期限後すみやかに督促を行う等の収納対策を講ずることにより年度内収納率の向上を図った。また、過年度分会費未納者等に対し、事務局からの電話・文書による督促の他、所在確認調査等を実施することで、滞納会費の解消を図り、さらに会則による処分を適正に行った。
- (9) 本会が主体として実施している実務修習制度については、受講社労士の実務能力向上のための方策として、講義編の後に演習編を実施し、より実践的な実務を修習できるようにした。
- (10) 勤務等会員の活動の場の拡大・活性化を推進するため、次の取組を行った。
 - ① 前年度まで、平日の夜間に実施していた勤務等部会主催の研修会・情報交換会について、勤務等会員の参加率を上げるための試みとして土曜日開催を実施した。さらに、統括支部を超えた会員間の交流を深め、勤務等会員の活性化及び東京会の活動への参加率向上を目的として、情報交換会への出席に係る交通費補助を暫定的に行った。また、各統括支部における勤務等会員への研修会等の活動についても活性化のための支援を引き続き行った。
 - ② ホームページ上に相談コーナーを設ける案、メーリングリストやSNSを用いた相談方法など、インターネットを活用した勤務等会員の相談対応策を検討した。

- (11) 会員間の相互の親睦を図るため、野球大会、ゴルフ大会及びボウリング大会等を行った。また、BBQ やディズニースーでのイベントでは会員の家族や職員の多数の参加を得て、更なる会員間の相互親睦を深めた。
- (12) 自主研グループの活動については、平成 29 年度においても「自主研フェスタ」を 11 月、「自主研究発表大会」を 3 月に開催した。両発表会ともに広報誌による PR により他県会会員及び都民の参加が顕著に見られ、社労士の認知度の向上が見られた。
- (13) 「事業戦略会議」を再設置し、参与として大学教授等学識経験者を選任し、同会議において本会の「働き方改革」の推進のあり方等について協議した。また、参与を講師として一般企業向けの「働き方改革セミナー」を開催した。
- (14) 会員の意思をより公正に反映できる役員等選任方法を再考するために、他土業の役員選任手法等の情報収集を行うとともに、現状の会長選挙・支部選挙の課題について検討した。

5. 専門能力・資質の向上に関する事業

- (1) 研修委員会において研修大綱の見直しを図り、「研修のあり方」について検討した。また、新たに設置された「がん患者・障がい者等就労支援特別委員会」が実施する研修との棲み分けについて検討した。
- (2) 倫理研修をライブで受講出来なかった対象者に対し、DVD 上映による補講（2 日間、計 6 回）を案内し、受講を促した。また、体調の関係上、会場に出向けなかった対象者に e ラーニングによる補講を案内するなど受講機会の確保に努めた。
- (3) 必須研修の開催に伴う統括支部の負担を軽減するため、大規模会場での本会開催及び配布資料の統一化について検討した。また、受講機会を確保するため、「e ラーニングによる補講」を初めて実施した。
- (4) 新規登録入会研修会を毎月開催し、社労士の社会的使命、職業倫理及び事業内容について理解を深めた。また、統括支部長・支部長及び研修委員による座談会を開催し、支部活動など情報交換を行った。
- (5) 年金研修及び人事労務管理研修を階層別に開催し、会員の専門能力のスキルアップに努めた。また、やむを得ず受講できなかった受講者に配慮し、e ラーニングによる補講を実施した。
- (6) コミュニケーションスキルの向上を図るため「社労士スキルアップセミナー」を 4 回開催した。また、開業を目指す会員のための「開業準備講座」を 2 回開催し、事務所経営に関する知識の習得などの会員ニーズに応えた。
- (7) 研修事業の実態に合わせるため、研修大綱及び研修カリキュラムの見直しを行った。また、研修における単位制度を設置するため研修受講管理システムの導入など、詳細について検討した。

6. 広報に関する事業

- (1) 社労士制度や社労士業務を一般に広報するために次の取組を行った。
 - ① 統括支部において10月の「社労士制度推進月間」に合わせ無料街頭相談を開催した。また、東京商工会議所の協力を得て、事業主、総務・担当者向けの「社労士会セミナー」を周知し、開催した。
 - ② 研修、セミナー事業を中心として、ホームページ、フェイスブック及びプレスリリースを活用して事業主及び会員に周知した。
 - ③ 一般企業向けメールマガジンの配信機能の付加、無料相談窓口及びADRセンターのPR動画作成について検討した。
 - ④ 広報用周知ポスターをはじめ、クリアファイルや付箋などノベルティグッズ作成に際し、社労士のイメージカラーである青色を活用した。
 - ⑤ ホームページの「専門分野別登録制度」に関するアンケートを実施し、制度への意見や要望を把握するとともに、登録者数の増員を図るための登録方法の簡便化など利便性の向上について検討した。
 - ⑥ 総合労働相談所において対応した相談事案を参考に相談事例を作成し、会報に隔月掲載することにより会員のニーズに対応した。
- (2) 会報誌の利便性向上を図るため、会報誌の過去1年間の総目次を12月号に掲載した。また、法制定50周年に伴い、会報誌の表紙と会報タイトルの変更などリニューアルについて検討した。また、バナーによるセミナー案内やトップページのレイアウト変更などを行った。更にホームページの全面改修を行うための検討を行った。
- (3) セミナーや各種相談窓口などの諸活動を国民・都民に広く周知するため、関係行政機関や東京商工会議所をはじめとした関係団体との連携を強化し、相互協力を行った。また、昨年度に引き続き「東京の10士業による暮らしと事業のよろず相談会」に参画し、他士業との連携を図った。

7. 行政及び関係団体との連携に関する事業

- (1) 東京労働局については、同局との意見交換会、同局後援の一般企業向け「労働保険年度更新事務説明会及び相談会」及び同局からの講師派遣による本会主催の「新任臨時労働保険指導員研修」を開催するとともに、同局主催の支部長及び統括支部長を対象とした「労働保険年度更新に関する説明会」に参画した。
- (2) 7月に東京都庁において開催された災害復興まちづくり支援機構主催の第11回シンポジウム「専門家と共に考える災害への備え（地域防災編）」へ参画した。

- (3) 他士業、業界団体、経済団体、労働団体等との関係強化を図るため、意見交換会を開催し、各種行事に参加した。具体的には、東京10士業による「よろず相談会」及び災害復興まちづくり支援機構主催のシンポジウムへの参画並びに東京税理士会、日本労働組合総連合会東京都連合会及び一般社団法人全国労働保険事務組合連合会東京支部との意見交換会を開催した。
- (4) 本会、政治連盟、東京社会保険労務士協同組合、東京SR経営労務センター及び一般社団法人社労士成年後見センター東京の5団体共催による新春賀詞交歓会の開催など事業協力体制の強化に努めた。
- (5) 国土交通省関東地方整備局が主催する「建設業社会保険推進連絡協議会」に参画し、連合会とも連携して建設業に係る下請企業の社会保険加入促進を支援した。
- (6) 連合会街角の年金相談センター運営本部の協力を得て、同本部主催の業務委託社労士の育成のための研修会に、支部から推薦のあった会員を受講させた。また、年金事務所の業務委託社労士となる場合にOJT研修（1名につき40時間）を行うとともに、年金事務所で行われる職員研修に業務委託社労士の参加が認められた。
- (7) 行政担当及び自治体担当副支部長からの様々な意見や要望について、開業部会で取りまとめ、関係行政と協議できる体制を整えた。

8. 社会保険労務士法制定50周年に関する事項

平成30年の法制定50周年に向けて、「社会保険労務士法制定50周年記念事業準備委員会」において、記念式典・祝賀会の日時、会場、イベント業者の選定、予算案、小委員会の委員の選定等について検討し、同委員会内に設置した「事業」、「式典」、「表彰」、「記念誌」、「広報」の5小委員会において具体的な内容の検討を開始した。